

## 『自動車検査員教習試験 問題と解説 四国運輸局編 令和4年版』 に関するお詫びと訂正のご案内

『自動車検査員教習試験 問題と解説 四国運輸局編 令和4年版』の内容について誤りがありましたことを、心よりお詫び申し上げます。以下の通り訂正致しますので、お手持ちの本書に加筆訂正をお願い致します。

ご迷惑をおかけ致しまして誠に申し訳ございません。

よろしくようお願い申し上げます。

### 第1章 車両法 「6. 整備工場の認証制度」 **8** 整備主任者

P41の 6. の記載内容 (赤字部分) を訂正。

誤	<input checked="" type="checkbox"/> 6. 自動車特定整備事業者は、整備主任者に関する次に掲げる事項を、自動車特定整備事業の開始の日又は次に掲げる事項に変更のあった日から ( ) 日以内に、運輸監理部長又は運輸支局長に届け出なければならない。[H29.1改] (1) 届出者の氏名又は名称及び住所 (2) 整備主任者が統括管理業務を行う事業場の名称及び所在地 (3) 整備主任者の氏名、生年月日及び統括管理業務の開始の日
---	--

### 第2章 保安基準 「4. 自動車の室内関係」 **5** 座席ベルト非装着時警報装置

P123の表中の記載内容 (赤字部分) を訂正

誤		[関係法令]					
		◆審査規程◆7-45 座席ベルト非装着時警報装置 [要約] 〔座席ベルト非装着時警報装置の装備要件 (補助座席等を除く)〕					
誤	普通	乗用	10人未満	不要	製作年月日及び座席の種類		
			10人以上		～ H6.3.31 (輸入車は～ H7.3.31)	H6.4.1 ～ R2.8.31 (輸入車は H7.4.1 ～ R2.8.31)	R2.9.1 ～ (継続生産車は除く)
	貨物	車両総重量 3.5t 以下	運転者席				
		車両総重量 3.5t 超	不要				
	小型	乗用	10人未満		全席		
			10人以上		不要		
		貨物	車両総重量 3.5t 以下	全席			
			車両総重量 3.5t 超	運転者席			
	軽	乗用	10人未満	全席			
			車両総重量 3.5t 以下	全席			